

「高齢者の権利擁護を考える集い」開催要綱

1 **主題** 「介護を支える側にとっての課題とは」～在宅ケアを支えるために～

2 目的

高齢者虐待防止法が施行され10年以上経過したが、国が毎年実施している市町村を対象とする調査によると、高齢者虐待に関する通報・相談等は後を絶たない状況にある。

そのため、虐待の傾向と発生要因、未然防止のための地域における関係者・機関に期待される役割とネットワークの重要性について理解と認識を深め、高齢者の権利擁護を図るため、「高齢者の権利擁護を考える集い」を開催する。

3 **主催** 北海道

4 **開催日時** 平成29年12月18日（月） 13時00分～17時00分

5 **開催場所** かでる2.7 大ホール（札幌市中央区北2条西7丁目）

6 参加対象者

市町村職員、地域包括支援センター職員、子育て支援拠点職員、介護保険法及び老人福祉法に基づく施設・居宅サービス事業所等職員、老人（在宅）介護支援センター職員、社会福祉協議会関係者、法曹関係者、民生委員、人権擁護委員、（総合）振興局職員、一般道民 等

7 **定員** 500名

8 **参加費** 無料

9 参加申込み手続き

（1）市町村

市町村は、「高齢者の権利擁護を考える集い参加申込書」（様式1）により、市町村職員、地域包括支援センター職員、子育て支援拠点職員、介護保険法及び老人福祉法に基づく施設・居宅サービス事業所等職員、老人（在宅）介護支援センター職員、社会福祉協議会関係者等に周知・出席とりまとめを行い、各（総合）振興局あて提出する。

（2）（総合）振興局

各（総合）振興局保健環境部社会福祉課は、市町村から提出された様式1を様式2にとりまとめるとともに、振興局からの参加者も含めて、道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（以下、「高齢者保健福祉課」とする。）に提出する。

（3）札幌市及び関係団体・機関

札幌市及び関係団体・機関（道社協、民児連、弁護士会、法務局等）は、参加者を取りまとめの上、直接、高齢者保健福祉課あてに様式2を提出する。

（4）その他 高齢者保健福祉課への直接申込みも可能とする。

10 申込期日

（総合）振興局、札幌市及び関係団体・機関は、平成29年12月11日（月）までに、様式2を高齢者保健福祉課あて提出する。なお、申込期日後は、高齢者保健福祉課で対応する。

11 問合せ先

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目／電話 011-231-4111（内線）25-665

12 **プログラム** 裏面のとおり

時 間	内 容	備 考
12:00～ 13:00	受付	
13:00	開会	
13:05	開会挨拶	北海道保健福祉部 少子高齢化対策監 佐藤 和彦
13:10～ 13:30	北海道高齢者総合相談・虐待防止センター説明 「道内の高齢者虐待について」 ・近年の特徴と困難事例への対応	北海道社会福祉協議会 生活支援部権利擁護課 課長 高橋 修一 氏
13:30～ 14:20	講演 「高齢者虐待を防止するために」 ～高齢者虐待の傾向と発生要因～	北海道高齢者虐待防止推進委員会委員長 石川 秀也 氏
14:20～ 14:35	休憩	
14:35～ 15:20	講演 「高齢者介護をめぐる新たな社会課題『ダブルケア』」	一般社団法人ダブルケアサポート 代表理事 東 恵子 氏
15:20～ 15:30	休憩	
15:30～ 17:00	シンポジウム 「地域で高齢者虐待を 防止するために」	【コーディネーター】 ○ 北海道高齢者虐待防止推進委員会委員長 石川 秀也 氏 【シンポジスト】※五十音順 ○ 札幌ことぶき法律事務所 弁護士 井川 寿幸 氏 ○ 北広島市保健福祉部 高齢者・障がい者相談担当 社会福祉士 五十嵐 陽子 氏 ○ 一般社団法人ダブルケアサポート 理事 植木 美子 氏 ○ 旭川市永山地域包括支援センター 精神保健福祉士 高橋 通江 氏 ○ 一般社団法人北海道介護支援専門員協会会長 村山 文彦 氏
17:00	閉会	